

クロアチアへの入国について

2021年1月14日更新
在クロアチア日本国大使館

1 2021年1月14日現在、クロアチアは、クロアチア国境の通過を禁止・制限する措置を実施しています。この措置は、2021年1月31日まで有効で、

(1) 欧州疾病予防管理センター（ECDC）による感染状況等に応じた色分けで「緑」に分類される国からの入国する者

(2) EU域内国境管理に関する欧州委員会勧告2020/912にて入域制限解除の対象国として指定された国・地域（オーストラリア、日本、ニュージーランド、ルワンダ、シンガポール、韓国、タイ、中国、香港及びマカオ ※2021年1月14日時点）から直接入国する者

は、PCR検査結果の提出や入国後の自主隔離といった制限を受けることなくクロアチアに入国できます。

※ 入域制限解除の対象国は、定期的に見直されています。最新の対象国につきましては、[EUのウェブサイト](#)等でご確認ください。

2 EU市民及びシェンゲン協定加盟国の市民及びその家族、並びに同地域内において合法的な滞在資格を持つ者で、上記1（1）または（2）以外の国・地域から入国する場合、

・実施から48時間以内のPCR検査陰性証明の提出

または、

・クロアチア入国後、ただちにPCR検査を受け、陰性結果が出るまで自主隔離を条件に、入国が認められます。

3 上記1または2の要件を満たさない第三国の国民は、

ア 健康管理の専門家、健康に関する研究者、高齢者ケアの専門家

イ 国境をまたいで勤務する労働者

ウ 物品運搬に従事する輸送要員

エ 外交官、国際機関の職員、国際機関から必要とされ招へいされた者、軍人、警察官、市民保護機関関係者、人道支援関係者

オ 乗換えの旅客

カ 就学目的の者

キ 船員

ク 緊急の個人・家庭上の理由がある者、ビジネス上の理由がある者、その他経済的な利害関係に伴う理由がある者

のみ、入国制限措置の例外として入国が認められます。なお、上記キ及びクの該当者は、クロアチア入国時に、前述の陰性証明または入国後の自主隔離措置が求められます。

4 上記2、3に該当する方で、[クロアチア公衆衛生局が定める特別な疫学的措置が必要な国](#)から入国する場合、

- ・実施から48時間以内のPCR検査陰性証明の提出

及び

- ・クロアチア入国から14日間の自主隔離

を条件に、入国が認められます。2021年1月13日時点、この対象国は、英国及び南アフリカ共和国とされています。

5 [クロアチア内務省のウェブサイト](#)では、質問フォームを使って入国の可否や条件等について問い合わせることができます（英語・ドイツ語・クロアチア語）。クロアチアへの渡航を検討中の方は、是非、こちらを活用していただくことをお勧めします。

6 クロアチア政府は、入国予定者に対し、ウェブサイト「[Enter Croatia](#)」から人定事項や滞在先等を事前登録するよう推奨しています。事前登録は義務ではありませんが、内務省によりますと、事前登録を行っておけば、入国時の手続きが簡素化できるとのことです。

7 日本の外務省は、クロアチアへの渡航について、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_188.html#ad-image-0

8 クロアチアから日本へ帰国した際の検疫強化措置（空港におけるPCR検査、14日間の自主隔離措置等）は、引き続き実施されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html